

修正箇所一覧(1)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 1-5 (3)川崎市内における路線概要	方法書記載の概略の路線から絞り込んで、選定した路線について、準備書における対象鉄道建設等事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）とし、図 1-3-2-1 に示す。	方法書記載の概略の路線から絞り込んで、選定した路線について、 <u>評価書</u> における対象鉄道建設等事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）とし、図 1-3-2-1 に示す。	時点修正
p. 1-8 1-3-3 各施設	—	追記	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 1-10 1-6 法対象事業の目的	全幹法に基づく整備新幹線である中央新幹線については、東京・名古屋・大阪を結ぶ大量・高速輸送を担う東海道新幹線が、開業から 48 年を経過し、将来の経年劣化への抜本的な備えが必要であるとともに、大規模地震等、将来の大規模災害への抜本対策が必要であるとの観点から早期に整備するものである。	全幹法に基づく整備新幹線である中央新幹線については、東京・名古屋・大阪を結ぶ大量・高速輸送を担う東海道新幹線が、開業から <u>49</u> 年を経過し、将来の経年劣化への抜本的な備えが必要であるとともに、大規模地震等、将来の大規模災害への抜本対策が必要であるとの観点から早期に整備するものである。	時点修正
p. 1-13 3)換気施設等	非常口（都市部）には、供用時のトンネル施設内の換気を行うための換気施設を設置する。当該換気施設内には、換気施設及び消音設備のほか、微気圧波及び低周波音等への対策として多孔板を、列車通過時の風圧対策として開閉設備を設置するとともに、必要に応じて異常時の避難用のエレベーター及び階段を設置する。本線及び換気施設の関連設備を置く設備棟を併設する。	非常口（都市部）には、供用時のトンネル施設内の換気を行うための換気施設を設置する。当該換気施設内には、換気施設及び消音設備のほか、微気圧波及び低周波音等への対策として多孔板を、列車通過時の風圧対策として開閉設備を設置するとともに、必要に応じて異常時の避難用のエレベーター及び階段を設置する。 <u>また、防災・非常用設備、換気施設等関連設備、受電・配電設備、機器監視設備等の本線及び換気施設の関連設備を置く設備棟を併設する。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 1-13 3)換気施設等	都市部における換気施設の概要を図 1-7-5-3 に示す。	<u>この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがなく、受電・配電設備等の騒音や振動の影響が発生しない構造となっている。都市部における換気施設の概要を図 1-7-5-3 に示す。</u>	記載内容の充実

修正箇所一覧(2)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 1-15 4) 保守用車留置施設	宮前区梶ヶ谷に設置を予定している非常口においては、地下に保守用車留置施設を併設する計画である。保守用車留置施設の概要を図 1-7-5-5 に示す。	宮前区梶ヶ谷に設置を予定している非常口においては、地下に保守用車留置施設を併設する計画である。 <u>保守用車留置施設の大きさとしては、地上部分として非常口を含めて約 1.4ha の規模、大深度地下部分として内径約 13m に外壁厚を加えた幅で延長約 460m の保守用車留置場所を考えている。</u> 保守用車留置施設の概要を図 1-7-5-5 に示す。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 1-18 1) 施工概要（都市トンネル部（非常口、保守用車留置施設含む））	非常口の施工に際しては、図 1-7-5-10 及び図 1-7-5-11 に示すとおり、鉄筋コンクリート製（以下、RC）地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。	非常口の施工に際しては、図 1-7-5-10 及び図 1-7-5-11 に示すとおり、鉄筋コンクリート製（以下、RC）地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。 <u>なお、非常口（都市部）では、止水性の高い地中連続壁等を設け、漏水による地下水の水位低下を防ぐ。</u>	記載内容の充実
p. 1-20 1) 施工概要（都市トンネル部（非常口、保守用車留置施設含む））	また、工事の実施にあたり、図 1-7-5-12 から図 1-7-5-15 に示すとおり、非常口の工事箇所に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等の設置を行う計画としている。なお、ヤード面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。	また、工事の実施にあたり、図 1-7-5-12 から図 1-7-5-15 に示すとおり、非常口の工事箇所に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンス（仮囲い等）を設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等の設置を行う計画としている。 <u>工事施工ヤードの復旧にあたっては、可能な限り植栽工を施すなど緑化に配慮する予定としている。</u> なお、ヤード面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。 <u>工事用道路及び工事施工ヤードの設置においては、できる限り改変を小さくするとともに、良好な自然植生が残る箇所はできる限り避けるよう計画する。また、仮囲い等については、必要により色彩などにより周辺と調和するよう地域の景観に配慮していく。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書への国土交通大臣意見等を踏まえた修正
p. 1-23 (4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理等	発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、適切な処理を図る。また、新たに発生土置き場等が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。	発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。新たに発生土置き場等が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。	表現の適正化

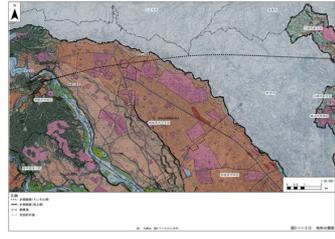
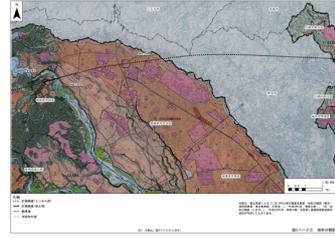
修正箇所一覧(3)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
<p>p. 1-23 (4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理等</p>	<p>なお、発生土置き場等は、県及び関係市町村の協力を得て選定していくことを考えている。 工事排水は、川崎市において定められた排水基準等に従い適切に処理する。</p>	<p>なお、発生土置き場等は、県及び関係市町村の協力を得て選定していくことを考えている。<u>また、場所の選定にあたっては、地質調査や測量等を実施し、森林法や河川法等の関係法令に基づいて神奈川県及び川崎市や河川の管理者等と協議を行いつつ、生物多様性の保全上重要な自然環境・地域、具体的には環境省が選定した「特定植物群落」、「日本の重要湿地 500」等のほか、自然植生、湿地、希少な動植物の生息地・生育地、まとまった緑地等、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域、土砂の流出があった場合に近傍河川の汚濁のおそれがある区域等をできる限り避ける。設計段階においては、発生土の土質に応じたのり面勾配の確保や擁壁の設置、排水設備の設置を検討するとともに、工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に有効なのり面への播種や緑化を実施する。また、緑化されるまでの期間においても沈砂池を設置することなどにより土砂の流出や濁水を防止する対策を実施し、発生土置き場等からの流出土砂による河床上昇・溪床への堆積に伴う災害危険度の増大、発生土置き場等の崩壊に伴う土砂災害、発生土置き場等からの濁水に伴う河川への影響が生じないように努める。発生土を運搬する際には、飛散流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、ダンプトラックへのシート設置等の流出防止策を実施し、沿道への影響を低減していく。さらに、工事中及び完成後において周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を、箇所ごとに作成して、適切に管理を進める。これらの調査や影響検討の結果、環境保全のための措置の内容、および管理計画については公表するとともに、関係する住</u></p>	<p>中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書への国土交通大臣意見等を踏まえた修正</p>

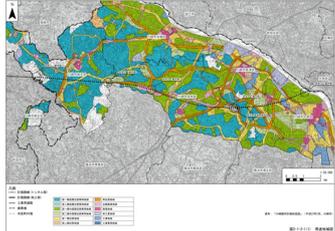
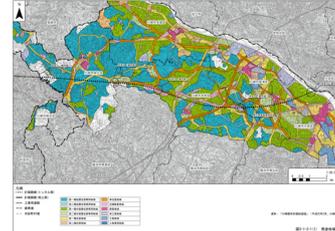
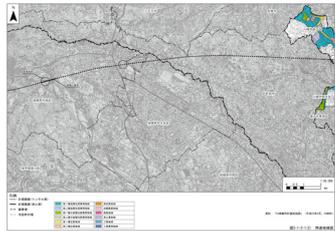
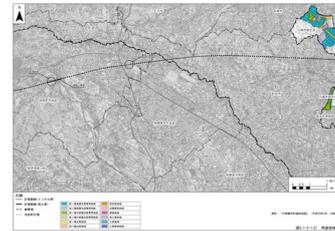
修正箇所一覧(4)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
		<p><u>民の方々への説明やご意見を伺う機会を設けていく。第三者が最終的に管理を行うこととなる場合には、この管理計画を引き継ぎ、清掃による排水設備の機能確保等、適切な管理が継続して行われるようにしていく。</u></p> <p>工事排水は、川崎市において定められた排水基準等に従い適切に処理する。</p>	
p. 1-23 (5) 工事実施期間	<p>なお、鉄道事業の特性上やむを得ない場合（現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等）にも夜間作業を実施する。その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、付近の住民の方に対し事前に工事の実施期間、内容等についてご説明する。</p>	<p>なお、鉄道事業の特性上やむを得ない場合（現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等）にも夜間作業を実施する。その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、<u>関係機関と適宜協議を行い、工事説明会などの場を通じて</u>付近の住民の方に対し事前に工事の実施期間、内容等についてご説明する。</p>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書への国土交通大臣意見等を踏まえた修正
p. 1-24 1-7-6 対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数	<p>本事業において運行される列車の本数は開業に近い時期に決定することとなるが、本準備書においては、約 150 本/日とした。なお、運行時間帯は概ね 6 時～24 時を予定している。</p>	<p>本事業において運行される列車の本数は開業に近い時期に決定することとなるが、<u>本評価書</u>においては、約 150 本/日とした。なお、運行時間帯は概ね 6 時～24 時を予定している。</p>	時点修正
p. 1-30～35 1-8-1 神奈川県区間における計画段階配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の運行 ・トンネル・切土の工事等 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</u> ・<u>切土工等又は既存の工作物の除去、トンネル工事</u> 	表現の適正化
p. 1-30～35 1-8-1 神奈川県区間における計画段階配慮事項	計画段階配慮事項	計画段階配慮事項の内容	表現の適正化
p. 1-35 (6) 環境への負荷	<p>事業の実施にあたって、建設発生土については、本事業内で再利用するとともに他の事業への有効利用に努めるなど、適切な処理を図る。なお、新たに残土の処分地が生じる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境へ著しい影響が生じないよう適切に対処する。また、建設廃棄物については、減量化、再資源化に努め、法令に従い適切に処理する。</p>	<p>事業の実施にあたって、建設発生土については、本事業内で再利用するとともに他の事業への有効利用に努める。なお、新たに発生土置き場等が生じる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境へ著しい影響が生じないよう適切に対処する。また、建設廃棄物については、減量化、再資源化に努め、法令に従い適切に処理する。</p>	表現の適正化

修正箇所一覧(5)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-1-1 (1) 気象の状況	表 3-1-1-1、図 3-1-1-1 に示す。	表 3-1-1-1 及び図 3-1-1-1 に示す。	表現の適正化
p. 3-1-1-1 (1) 気象の状況	年間降雨量は、1,394mm～1,833mm	年間降雨量は、 <u>1,393.5</u> mm～1,833mm	表現の適正化
p. 3-1-1-3 表 3-1-1-2 降水量の状況 (防災気象観測所 平成 24 年)	(五月橋/年間) 1626.50 (平瀬橋/年間) 1585.50 (嶋田人道橋/年間) 1393.50 (長尾橋/年間) 1611.50 (栄橋/年間) 1520.50	(五月橋/年間) <u>1626.5</u> (平瀬橋/年間) <u>1585.5</u> (嶋田人道橋/年間) <u>1393.5</u> (長尾橋/年間) <u>1611.5</u> (栄橋/年間) <u>1520.5</u>	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-1-7 図 3-1-1-2(2) 地形分類図	記載なし 	図の説明文を追加 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-1-21, 23 図 3-1-1-4(1), (2) 地形及び地質の状況図	「日本の地形レッドデータブック 第2集 <u>新装版</u> —保存すべき地形—」(平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人)	「日本の地形レッドデータブック 第2集 —保存すべき地形—」(平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-1-25 表 3-1-1-4 流量観測結果(平成 24 年度)	平成 23 年度の測定結果を記載	平成 24 年度の測定結果を記載	時点修正
p. 3-1-1-26 2) 地下水の状況	また、「平成 23 年度神奈川県の水道」(平成 25 年 3 月、神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課)によると、対象事業実施区域及びその周囲の地下水取水状況を、	また、対象事業実施区域及びその周囲の地下水取水状況を、	表現の適正化
p. 3-1-1-27, 29 図 3-1-1-5(1), (2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図	(資料) 「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター)	(資料) 「平成 <u>24</u> 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (平成 <u>25</u> 年 10 月、神奈川県環境科学センター)	時点修正
p. 3-1-1-31 3) 湧水等の状況	これによると湧水等では、昭和 60 年に選定された「名水百選」、平成 20 年に選定された「平成の名水百選」の指定はない。	湧水等では、昭和 60 年に選定された「名水百選」、平成 20 年に選定された「平成の名水百選」の指定はない。	表現の適正化
p. 3-1-1-31 3) 湧水等の状況	その他、「湧水保全ポータルサイト」に記載のある「代表的な湧水」として 7 箇所がある。	「湧水保全ポータルサイト」に記載のある「代表的な湧水」として 7 箇所がある。	表現の適正化
p. 3-1-1-51, 53 図 3-1-1-9(1), (2) 鳥獣保護区の指定状況図	「平成 24 年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」(平成 24 年、神奈川県)	「平成 24 年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」(平成 24 年 <u>10</u> 月、神奈川県)	表現の適正化

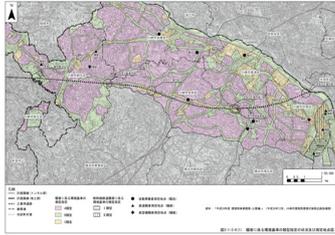
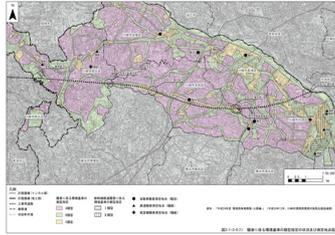
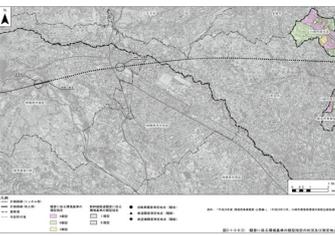
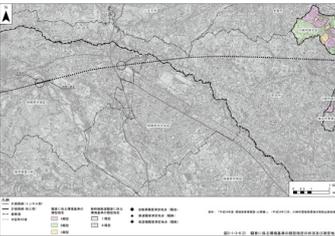
修正箇所一覧(6)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-1-55 3)動物の状況	「自然環境保全基礎調査 第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」	「 <u>第6回</u> 自然環境保全基礎調査 動植物分布調査(種の多様性調査)」	表現の適正化
p. 3-1-1-55 表 3-1-1-13 対象事業実施区域を含むメッシュで生息情報が確認された哺乳類	「自然環境保全基礎調査 第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」	「 <u>第6回</u> 自然環境保全基礎調査 動植物分布調査(種の多様性調査)」	表現の適正化
p. 3-1-1-59 3)動物の状況	これによると、文化財保護法に基づく天然記念物等及び種の保存法に基づく希少野生動植物種の確認はない、	これによると、文化財保護法に基づく天然記念物等及び種の保存法に基づく希少野生動植物種の確認は <u>なく</u> 、	表現の適正化
p. 3-1-1-60 表 3-1-1-14(2) 対象事業実施区域を含むメッシュで生息情報が確認された鳥類	(目名) 14目 (科名) 36科	(目名) <u>15</u> 目 (科名) <u>38</u> 科	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-1-61 表 3-1-1-15 対象事業実施区域を含むメッシュで生息情報が確認された昆虫類	(科名) 9科	(科名) <u>10</u> 科	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-2-2 2)産業の状況	「情報・通信業」である。	「情報通信業」である。	表現の適正化
p. 3-1-2-5 図 3-1-2-1(1) 用途地域図	一部最新の都市計画図が反映されていない 	最新のものを反映 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-2-7 図 3-1-2-1(2) 用途地域図	一部最新の都市計画図が反映されていない 	最新のものを反映 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-2-27 図 3-1-2-5(2) バス路線図	注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものである。	削除	表現の適正化

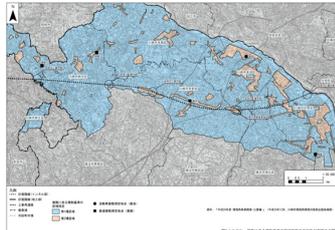
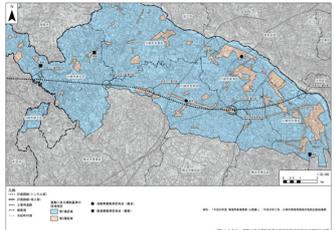
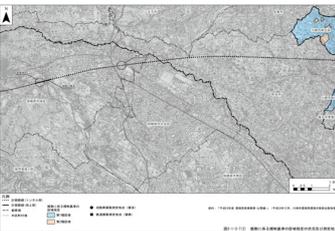
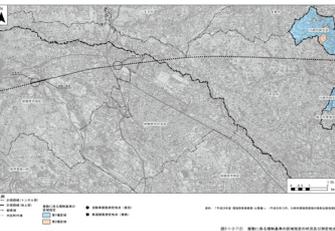
修正箇所一覧(7)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-2-33, 35 図 3-1-2-6(1), (2) 学校等の分布図	「神奈川県公立学校名簿」(平成25年6月現在、神奈川県教育局企画調整部広報情報課ホームページ) 「神奈川県私立学校名簿」(平成25年6月現在、神奈川県県民局くらし文化部学事振興課ホームページ) 「大学一覧」(平成25年6月現在、神奈川県総合政策課横浜西駐在事務所ホームページ) 「川崎市保育所一覧」(平成25年6月現在、川崎市市民・こども局こども本部ホームページ)	「神奈川県公立学校名簿」(平成25年6月現在、神奈川県教育局行政部情報防災課ホームページ) 「神奈川県私立学校名簿」(平成25年6月現在、神奈川県県民局次世代育成部私学振興課ホームページ) 「大学一覧」(平成25年6月現在、神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課ホームページ) 「川崎市認可保育所一覧」(平成25年6月現在、川崎市市民・こども局こども本部ホームページ)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-2-39 表 3-1-2-10(3) 対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧	「国土数値情報データベース」(平成23年6月現在、国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)	「国土数値情報ダウンロードサービス」(平成25年6月現在、国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-1 2) 大気質	なお、短期的評価については、 <u>一酸化炭素及び二酸化硫黄</u> は、過去5年間、全地点で短期的評価を満たしているが、浮遊粒子状物質は、一部の地点で短期的評価を満たしていない。	なお、短期的評価については、 <u>二酸化硫黄</u> は、過去5年間、全地点で短期的評価を満たしているが、浮遊粒子状物質は、一部の地点で短期的評価を満たしていない。	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-7 表 3-1-3-2 二酸化硫黄の測定結果	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-7 図 3-1-3-2 二酸化硫黄の日平均値の経年変化	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-8 表 3-1-3-3 二酸化窒素の測定結果	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-9 図 3-1-3-3 二酸化窒素の日平均値の経年変化	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-10 表 3-1-3-4 浮遊粒子状物質の測定結果	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-11 図 3-1-3-4 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-12 表 3-1-3-5 光化学オキシダントの測定結果	注1. 最高値は、日最高1時間値の年平均値を示す。	注1. 最高値は、 <u>1時間値の最高値</u> を示す。	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)

修正箇所一覧(8)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-3-14 表 3-1-3-8 ダイオキシン類大気環境測定結果(平成23年度)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成24年12月、神奈川県環境科学センター)	資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-15 2) 大気質	自動車NOx(窒素酸化物)・PM(粒子状物質)法に係る指定地域に該当する。	自動車NOx(窒素酸化物)・PM(粒子状物質)法に係る <u>対策</u> 地域に該当する。	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-17 表 3-1-3-14 自動車騒音の測定結果(平成23年度)	(川崎市/用途地域) 準工業 第一種住居 近隣商業 近隣商業 近隣商業 第一種住居	(川崎市/用途地域) 準工業 <u>地域</u> 第一種住居 <u>地域</u> 近隣商業 <u>地域</u> 近隣商業 <u>地域</u> 近隣商業 <u>地域</u> 第一種住居 <u>地域</u>	表現の適正化
p. 3-1-3-18 表 3-1-3-15 鉄道騒音の測定結果(平成23年度)	(川崎市/用途地域) 近隣商業地域 第一種住居 工業地域 工業地域 第一種住居 第一種住居	(川崎市/用途地域) 近隣商業地域 第一種住居 <u>地域</u> 工業地域 工業地域 第一種住居 <u>地域</u> 第一種住居 <u>地域</u>	表現の適正化
p. 3-1-3-18 表 3-1-3-16 航空機騒音の測定結果(平成23年度)	注1. ※は、参考値(パワー平均値(dB(A)))であることを示す。	注1. ※は、参考値(パワー平均値(dB(A))) <u>]</u> であることを示す。	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-19 図 3-1-3-6(1) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び計測地点図	一部最新の都市計画図が反映されていない 	最新のものを反映 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-21 図 3-1-3-6(2) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び計測地点図	一部最新の都市計画図が反映されていない 	最新のものを反映 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-25 表 3-1-3-24 鉄道振動の測定結果(平成23年度)	(川崎市/用途地域) 工業地域 第1種住居 第1種住居	(川崎市/用途地域) 工業地域 第1種住居 <u>地域</u> 第1種住居 <u>地域</u>	表現の適正化

修正箇所一覧(9)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-3-27 図 3-1-3-7(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図	一部最新の都市計画図が反映されていない 	最新のものを反映 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-29 図 3-1-3-7(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図	一部最新の都市計画図が反映されていない 	最新のものを反映 	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-32 7) 公共用水域	生活環境の保全に関する項目は、生物化学的酸素要求量(BOD)及び浮遊物質(SS)は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。	生活環境の保全に関する項目は、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)及び浮遊物質(SS)は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度(pH)及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。	時点修正
p. 3-1-3-33 表 3-1-3-29 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果(平成24年度)	平成23年度の測定結果を記載	平成24年度の測定結果を記載	時点修正
p. 3-1-3-34 表 3-1-3-30 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果(平成24年度)	—	注 1. ND: 不検出	表現の適正化
p. 3-1-3-34 表 3-1-3-30 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果(平成24年度)	平成23年度の測定結果を記載	平成24年度の測定結果を記載	時点修正

修正箇所一覧(10)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-3-35 イ)地下水	対象事業実施区域を含む周辺市区の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 3-1-3-32 に示す。 塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサン ¹ の達成率が川崎市高津区で 88.9%、テトラクロロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市宮前区で 91.7%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。	対象事業実施区域を含む周辺市区の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 3-1-3-32 に示す。 <u>これによると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市中原区で 83.3%となっているが、</u> その他の項目は環境基準を満たしている。	時点修正
p. 3-1-3-35 表 3-1-3-32 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果(平成 24 年度)	平成 23 年度の測定結果を記載	平成 24 年度の測定結果を記載	時点修正
p. 3-1-3-36 表 3-1-3-34 生活環境の保全に関する環境基準(河川)	注 2. 水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの	注 2. 水道 2 級：沈殿ろ過等による <u>通常</u> の浄水操作を行うもの	表現の適正化
p. 3-1-3-36 表 3-1-3-34 生活環境の保全に関する環境基準(河川)	注 2. 水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの	注 2. 水道 3 級：前処理等を伴う高度 <u>の</u> 浄水操作を行うもの	表現の適正化
p. 3-1-3-40 7)水底の底質	表 3-1-3-39～表 3-1-3-40	表 3-1-3-39 <u>及び</u> 表 3-1-3-40	表現の適正化
p. 3-1-3-41 表 3-1-3-42 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき公表されている汚染土壌の区域	(川崎市/自治体における整理番号) 27-17	(川崎市/自治体における整理番号) <u>24-17</u>	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-47 表 3-1-3-44 土壌汚染に係る環境基準	(1,1-ジクロロエチレン/環境上の条件) 検液 1L につき 0.02mg 以下であること	(1,1-ジクロロエチレン/環境上の条件) 検液 1L につき <u>0.1mg</u> 以下であること	時点修正

修正箇所一覧(11)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-1-3-47 表 3-1-3-45 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準	—	備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定した値とみなす。 3. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	時点修正
p. 3-1-3-50 9) 地盤	平成 23 年は平成 22 年に比べて、2cm 以上、3cm 以上の沈下水準点数が大幅に増加している。 また、季節変動はあるものの対象事業実施区域及びその周囲の地下水位観測地点での地下水位も大きな変動はない。	平成 23 年は平成 22 年に比べて、沈下量 2cm 以上、3cm 以上の沈下水準点数が大幅に増加している。 また、季節変動はあるものの対象事業実施区域及びその周囲の地下水位観測地点での地下水位に大きな変動はない。	表現の適正化
p. 3-1-3-52 表 3-1-3-51 主要な眺望点の分布状況	(せせらぎと親子広場/資料) ①	(せせらぎと親子広場/資料) ②	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-53, 55 図 3-1-3-9(1), (2) 主要な眺望点の分布図	「多摩区みどころガイド」(平成 25 年 6 月現在、多摩区環境推進協議会事務局ホームページ)	「多摩区みどころガイド」(平成 25 年 6 月現在、多摩区観光推進協議会事務局ホームページ)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-57 表 3-1-3-52(1) 人と自然とのふれあい活動の場として想定される特別緑地保全地区等の状況	(宮前区/種別) 風致	(宮前区/種別) 風致公園	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-71, 73 図 3-1-3-12(1), (2) 内水面漁業権図	「東京都公報(増刊 34)」(平成 15 年 5 月 30 日、東京都公報)	「東京都公報(増刊 34)」(平成 15 年 5 月 30 日、東京都)	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-1-3-75 7) 温室効果ガスの排出量	川崎市の温室効果ガス排出量は、	「川崎市温室効果ガス排出状況について」(平成 25 年 6 月現在、川崎市環境局地球環境推進室ホームページ)によると、川崎市の温室効果ガス排出量は、	表現の適正化

修正箇所一覧(12)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 3-2-1 ■大気	対象事業実施区域及びその周囲における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、過去5年間、一般環境大気測定局では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、	対象事業実施区域及びその周囲における浮遊粒子物質は、 <u>過去5年間、全地点において環境基準の長期的評価を満たしている。</u> 二酸化窒素は、一般環境大気測定局では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、	表現の適正化
p. 3-2-1 ■水	対象事業実施区域及びその周囲の地下水水質測定結果は、全ての地点で環境基準を満たしている。	対象事業実施区域及びその周囲の地下水水質測定結果は、 <u>一部の地点で環境基準を満たしていない。</u>	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 3-2-2 ■温室効果ガス	対象事業実施区域及びその周囲には、約11万台/日の交通が流れる東名高速道路や7.4万台/日の一般国道466号(第三京浜道路)をはじめ幹線道路が走っており、	対象事業実施区域及びその周囲には、約11万台/日の交通が流れる東名高速道路や約7.4万台/日の一般国道466号(第三京浜道路)をはじめ幹線道路が走っており、	表現の適正化
p. 4-2 表 4-2-1 環境影響評価項目の選定結果	(環境影響評価項目の温室効果ガス/環境影響要因の工事 中の工事の影響) 空欄	(環境影響評価項目の温室効果ガス/環境影響要因の工事 中の工事の影響) ◇	中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書の補正内容を踏まえた修正
p. 4-2 表 4-2-1 環境影響評価項目の選定結果	注3.「■」欄は、法対象の環境影響評価の項目として方法書作成時において選定していたものの、 <u>準備書において新たな環境影響要因も含めて、環境影響評価を実施した項目である。</u>	注3.「■」欄は、法対象の環境影響評価の項目として方法書作成時において選定していたものの、 <u>新たな環境影響要因も含めて、環境影響評価を実施した項目である。</u>	時点修正
p. 4-2 表 4-2-1 環境影響評価項目の選定結果	注4.「○」欄は、条例参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定した項目である。 注5.「一」欄は、条例参考項目のうち、該当する影響要因がないことから環境影響評価の項目として選定しない項目である。	注4.「◇」欄は、法対象の環境影響評価の項目として方法書作成時において選定しなかった項目で、 <u>新たな環境影響要因も含めて、環境影響評価を実施した項目である。</u> 注5.「○」欄は、条例参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定した項目である。 注6.「一」欄は、条例参考項目のうち、該当する影響要因がないことから環境影響評価の項目として選定しない項目である。	中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書の補正内容を踏まえた修正
p. 4-3 表 4-2-2 法対象項目及び条例選定・非選定の項目並びにその理由	注2.「■」欄は、法対象の環境影響評価の項目として方法書作成時において選定していたものの、 <u>準備書において新たな環境影響要因も含めて、環境影響評価を実施した項目である。</u>	注2.「■」欄は、法対象の環境影響評価の項目として方法書作成時において選定していたものの、 <u>新たな環境影響要因も含めて、環境影響評価を実施した項目である。</u>	時点修正
p. 4-6 4-4 予測及び評価の前提とする区域	—	追記	中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正

修正箇所一覧(13)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 5-1-1 5-1 人と自然とのふれあい活動の場	工事中（工事の影響）による、人と自然とのふれあい活動の場への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。	工事中（工事の影響）により、人と自然とのふれあい活動の場への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。	表現の適正化
p. 5-1-2 ア. 人と自然とのふれあい活動の場の状況	調査地域には、花、紅葉等の鑑賞及び散策、サイクリング等の場となっている公園及び河川が存在する。	調査地域には、花及び紅葉等の鑑賞、散策及びサイクリング等の場となっている公園及び河川が存在する。	表現の適正化
p. 5-1-2 ア. 人と自然とのふれあい活動の場の状況	主要な人と自然とのふれあい活動の場として、多摩川河川敷に位置し風致地区に指定されている多摩川緑地、等々力緑地、丘陵樹林を保存、活用した菅生緑地、緑に囲まれた釣場である FISH・ON! 王禅寺がある。	主要な人と自然とのふれあい活動の場として、多摩川河川敷に位置し風致地区に指定されている多摩川緑地、等々力緑地、丘陵樹林を保存、活用した菅生緑地、緑に囲まれた釣施設である FISH・ON! 王禅寺がある。	表現の適正化
p. 5-1-2 表 5-1-1 調査地点一覧	No.	番号	表現の適正化
p. 5-1-5~8 表 5-1-2(1)~(4) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	調査地	調査地点	表現の適正化
p. 5-1-5 表 5-1-2(1) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	（経路、交通手段等/調査結果の概況） また、土日祝、振替休日、年末のみ使用可である駐車場（303台）が河川敷内にある。	（経路、交通手段等/調査結果の概況） また、土日祝、振替休日、年末のみ使用可能である駐車場（303台）が河川敷内にある。	表現の適正化
p. 5-1-6 表 5-1-2(2) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	（機能/調査結果の概況） 緑地内には市民ミュージアム、とどろきアリーナ、陸上競技場、硬式野球場、テニスコート場、サッカー場、プール等の運動施設、ふるさとの森、日本庭園、四季園、ヘラブナ釣り等が年間を通じて楽しめる釣り池等がある	（機能/調査結果の概況） 緑地内には市民ミュージアム、とどろきアリーナ、陸上競技場、硬式野球場、テニスコート場、サッカー場、プール等の運動施設、ふるさとの森、日本庭園、四季園、ヘラブナ釣り等が年間を通じて楽しめる釣り池等がある	表現の適正化
p. 5-1-8 表 5-1-2(4) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	（分布等/調査結果の概況） FISH・ON! 王禅寺は麻生区にあり、田園調布大学、川崎市王禅寺余熱利用市民施設ヨネッティー王禅寺及び環境局王禅寺処理センターの南側に位置する釣り池で、広さは約5haである。	（分布等/調査結果の概況） FISH・ON! 王禅寺は麻生区にあり、田園調布大学、川崎市王禅寺余熱利用市民施設ヨネッティー王禅寺及び環境局王禅寺処理センターの南側に位置する釣施設で、広さは約5haである。	表現の適正化
p. 5-1-8 表 5-1-2(4) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	（経路、交通手段等/調査結果の概況） 各釣り池を囲むように駐車場が（計200台）ある。	（経路、交通手段等/調査結果の概況） 各釣り池を囲むように駐車場が（計200台）ある。	表現の適正化
p. 5-1-8 表 5-1-2(4) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	（現地の状況） 釣り池①	（現地の状況） 釣り池①	表現の適正化

修正箇所一覧(14)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 5-1-8 表 5-1-2(4) 人と自然とのふれあい活動の場の状況	(現地の状況) 釣り池②	(現地の状況) 釣り池②	表現の適正化
p. 5-1-12 ア) 予測地域・予測地点	なお、非常口(都市部)は図 5-1-1 に示した円の中心から半径 100m の範囲を、変更の可能性のある範囲として設定した。	<u>変更の可能性のある範囲として「第 1 章 表 1-3-3-1」に示す範囲を設定した。</u>	表現の適正化
p. 5-1-12 ②その他の項目の影響の程度	(「中央新幹線(東京都名古屋市間)環境影響評価準備書(神奈川県 第 8 章)参照)	(「中央新幹線(東京都名古屋市間)環境影響評価書(神奈川県 第 8 章)参照)	時点修正
p. 5-1-14~17 表 5-1-4(1)~(4) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果	(その他の項目の影響の程度/予測結果) (その他の項目含め「中央新幹線(東京都名古屋市間)環境影響評価準備書(神奈川県 第 8 章)参照)	(その他の項目の影響の程度/予測結果) (その他の項目含め「中央新幹線(東京都名古屋市間)環境影響評価書(神奈川県 第 8 章)参照)	時点修正
p. 5-1-14 表 5-1-4(1) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果	(人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度/予測結果) また、工事用車両の走行による交通への影響は「地域交通(交通混雑、交通安全)」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、 <u>自動車</u> による利用者の到達時間、距離の変化の程度は小さいと予測する。	(人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度/予測結果) また、工事用車両の走行による交通への影響は「地域交通(交通混雑、交通安全)」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、 <u>利用者</u> の到達時間、距離の変化の程度は小さいと予測する。	表現の適正化
p. 5-1-15 表 5-1-4(2) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果	(人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度/予測結果) 工事用車両による交通への影響は「地域交通(交通混雑、交通安全)」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、 <u>バス</u> による利用者の到達時間、距離の変化はほとんど生じないと予測する。	(人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度/予測結果) 工事用車両による交通への影響は「地域交通(交通混雑、交通安全)」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、 <u>利用者</u> の到達時間、距離の変化はほとんど生じないと予測する。	表現の適正化

修正箇所一覧(15)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 5-1-17 表 5-1-4(4) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果	(人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度／予測結果) 工事用車両が走行予定の麻生6号線、市道野川柿生線は植樹帯で歩車道が分離され、市道尻手黒川線とともに横断箇所は横断歩行者用信号が整備されていることから、歩行、自転車による利用者の到達時間、距離の変化は生じないと予測する。 工事用車両による交通への影響は「地域交通（交通混雑、交通安全）」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、自動車による利用者の到達時間、距離の変化はほとんど生じないと予測する。	(人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路阻害の程度／予測結果) 工事用車両が走行予定の市道麻生6号線、市道野川柿生線は植樹帯で歩車道が分離され、市道尻手黒川線とともに横断箇所は横断歩行者用信号が整備されていることから、歩行、自転車による利用者の到達時間、距離の変化は生じないと予測する。 工事用車両による交通への影響は「地域交通（交通混雑、交通安全）」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、利用者の到達時間、距離の変化はほとんど生じないと予測する。	表現の適正化
p. 5-1-17 (4) 環境保全のための措置	・案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して利用上の支障事項等を適切にご説明することで利用性への影響の緩和を図る。	・利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることで利用性への影響の緩和を図る。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 5-1-17 (4) 環境保全のための措置	・工事施工ヤードは適切な配置計画とし、改変区域をできる限り小さくすることにより、利用性への影響の緩和を図る。	・工事施工ヤードにおいて、 <u>工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすることで、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然とのふれあい活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用道路のルート及び仕様を計画していくことで利用性への影響の緩和を図る。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 5-1-17 (4) 環境保全のための措置	—	・人と自然とのふれあい活動の場の利用状況を把握したうえで、利用者数が特に集中する時期などには、 <u>利用経路に交通誘導員を配置することで利用性への影響の緩和を図る。</u>	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 5-1-18 (5) 評価	また、工事中（工事の影響）に係る環境保全措置は、案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、利用上の支障事項等を適切にご説明をすることにより工事中（工事の影響）に伴う利用性への影響を緩和することができる。	また、工事中（工事の影響）に係る環境保全のための措置は、 <u>利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることにより工事中（工事の影響）に伴う利用性への影響を緩和することができる。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正

修正箇所一覧(16)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 5-1-18 (5) 評価	したがって、工事中（工事の影響）による人と自然とのふれあい活動の場へ及ぼす影響は、法対象事業者により実効可能な範囲内で回避又は低減がなされており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	したがって、工事中（工事の影響）による人と自然とのふれあい活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	表現の適正化
p. 5-2-5 イ. 調査期間・調査時期	なお、交通量が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日とした。	なお、 <u>調査時期は、</u> 交通量が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日とした。	表現の適正化
p. 5-2-8 表 5-2-5 避難場所等の状況	片平中	片平 <u>小</u>	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 5-2-19 表 5-2-10 交通事故の発生状況	神奈川県安全防災局安全安心部	神奈川県安全防災局安全防 <u>災</u> 部	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 5-2-19 表 5-2-11 交通安全施設の設置状況	（東百合ヶ丘/交通安全施設の設置状況） 市道王禅寺 315 号	（東百合ヶ丘/交通安全施設の設置状況） 市道王禅寺 <u>35</u> 号	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 5-2-24 b) 予測方法	工所用車両の走行に伴う交通混雑について、現地調査結果及び推定される工所用車両の発生台数から、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」（平成19年6月、社団法人交通工学研究会）に示す方法により交差点需要率を算出し、現況の交差点需要率と対比することで影響の程度を把握した。	工所用車両の走行に伴う交通混雑について、現地調査結果及び推定される工所用車両の発生台数から、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」（平成19年 <u>7</u> 月、社団法人交通工学研究会）に示す方法により交差点需要率を算出し、現況の交差点需要率と対比することで影響の程度を把握した。	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 5-2-28 1) 交通量、交通流への影響	・必要に応じて資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートの変更及び走行時間帯の管理等を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な影響の回避又は低減を図る。	・必要に応じて資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートの変更及び <u>工事施工ヤード等に待機スペースを設け、</u> 走行時間帯の管理等を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な影響の回避又は低減を図る。	法対象条例審査書を踏まえた修正

修正箇所一覧(17)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 5-2-28 1) 交通量、交通流への影響	—	・麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備、活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 5-2-28 2) 交通安全への影響	・工事を行う期間等、工事計画の内容について周辺住民の方への適切なお説明を行うことで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促す。	・工事を行う期間等、工事計画の内容について、案内板及びチラシ等を利用して周辺住民の方へのご説明を行うことで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促す。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 5-2-29 1) 交通量、交通流への影響	また、具体的な走行計画の策定にあたっては、事業の実施段階までに交通管理者及び道路管理者と協議し、適切であると考えられる走行計画を策定する。	また、具体的な走行計画の策定にあたっては、事業の実施段階までに交通管理者及び道路管理者と協議を行い、安全かつ円滑な交通の確保に配慮した計画を策定する。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 5-2-29 1) 交通量、交通流への影響	したがって、交通量、交通流への影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	したがって、工事用車両の走行に係る交通量、交通流への影響について回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	表現の適正化
p. 5-2-29 2) 交通安全への影響	周辺住民の方に対する工事期間等の工事計画内容の適切なお説明、交通誘導員による誘導及び車両整備の徹底等により、交通安全の確保を徹底する。	周辺住民の方への案内板及びチラシ等を利用した工事期間等の工事計画の内容についてのご説明、交通誘導員による誘導及び車両整備の徹底等により、交通安全の確保を徹底する。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 5-2-29 2) 交通安全への影響	以上のことから、本事業の実施に伴う影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	以上のことから、工事用車両の走行に係る交通安全への影響について回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	表現の適正化

修正箇所一覧(18)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 6-1 表 6-1(1) 環境保全のための措置	・案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して利用上の支障事項等を適切にご説明することで利用性への影響の緩和を図る。	・ <u>利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることで利用性への影響の緩和を図る。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 6-1 表 6-1(1) 環境保全のための措置	・工事施工ヤードは適切な配置計画とし、 <u>改変区域をできる限り小さくすることにより、利用性への影響の緩和を図る。</u>	・ <u>工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすることで、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然とのふれあい活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用車両の走行ルートを計画していくことで利用性への影響の緩和を図る。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 6-1 表 6-1(1) 環境保全のための措置	－	・ <u>人と自然とのふれあい活動の場の利用状況を把握したうえで、利用者数が特に集中する時期などには、利用経路に交通誘導員を配置することで利用性への影響の緩和を図る。</u>	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 6-2 表 6-1(2) 環境保全のための措置	・必要に応じて資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートの変更及び走行時間帯の管理等を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な影響の回避又は低減を図る。	・ <u>必要に応じて資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートの変更及び工事施工ヤード等に待機スペースを設け、走行時間帯の管理等を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な影響の回避又は低減を図る。</u>	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 6-2 表 6-1(2) 環境保全のための措置	－	・ <u>麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備、活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。</u>	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 6-2 表 6-1(2) 環境保全のための措置	・工事を行う期間等、工事計画の内容について周辺住民の方への適切なお説明を行うことで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促す。	・ <u>工事を行う期間等、工事計画の内容について、案内板及びチラシ等を利用して周辺住民の方へのご説明を行うことで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促す。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正

修正箇所一覧(19)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 8-1 法対象事業に関する環境影響の総合的な評価	総合評価としては、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、環境配慮項目も含めて、本事業は適切であると評価する。	総合評価としては、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、環境配慮項目も含めて、本事業は適切であると評価する。 <u>なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術が得られた場合には、できる限り採り入れるよう努める。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 8-2 表 8-1(1) 環境影響評価の結果（概要）	また、工事中（工事の影響）に係る環境保全措置は、案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、利用上の支障事項等を適切にご説明をすることにより工事中（工事の影響）に伴う利用性への影響を緩和することができる。	また、工事中（工事の影響）に係る環境保全のための措置は、 <u>利用上の支障事項等について案内板及びチラシ等を利用して利用者に対して、ご説明をすることにより工事中（工事の影響）に伴う利用性への影響を緩和することができる。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 8-2 表 8-1(1) 環境影響評価の結果（概要）	したがって、工事中（工事の影響）による人と自然とのふれあい活動の場へ及ぼす影響は、法対象事業者により実効可能な範囲内で回避又は低減がなされており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	したがって、工事中（工事の影響）による人と自然とのふれあい活動の場に係る <u>環境影響の回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</u>	表現の適正化
p. 8-2 表 8-1(1) 環境影響評価の結果（概要）	また、具体的な走行計画の策定にあたっては、事業の実施段階までに交通管理者及び道路管理者と協議し、適切であると考えられる走行計画を策定する。	また、具体的な走行計画の策定にあたっては、事業の実施段階までに交通管理者及び道路管理者と協議を行い、 <u>安全かつ円滑な交通の確保に配慮した計画を策定する。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 8-2 表 8-1(1) 環境影響評価の結果（概要）	したがって、交通量、交通流への影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	したがって、 <u>工用車両の走行に係る交通量、交通流への影響について回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</u>	表現の適正化
p. 8-3 表 8-1(2) 環境影響評価の結果（概要）	周辺住民の方に対する工事期間等の工事計画内容の適切なお説明、交通誘導員による誘導及び車両整備の徹底等により、交通安全の確保を徹底する。	周辺住民の方への案内板及び <u>チラシ等を利用した工事期間等の工事計画の内容について</u> のご説明、交通誘導員による誘導及び車両整備の徹底等により、交通安全の確保を徹底する。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 8-3 表 8-1(2) 環境影響評価の結果（概要）	以上のことから、本事業の実施に伴う影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	以上のことから、 <u>工用車両の走行に係る交通安全への影響について回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。</u>	表現の適正化

修正箇所一覧(20)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 10-1 10章 関係地域の範囲	関係地域は、表 10-1 の地域とした。	関係地域は、表 10-1 <u>及び図 10-1</u> の地域とした。	記載内容の充実
p. 10-1 図 10-1 関係地域の範囲	記載なし	関係地域の図を追加 	記載内容の充実
p. 12-1 (2)業務委託者	代表取締役社長 土井 利明	代表取締役社長 <u>森下 忠司</u>	時点修正
p. 12-2 (2)業務委託者	代表取締役社長 柿沼 民夫	代表取締役 <u>大河原 達二</u>	時点修正
p. 12-2 (2)業務受託者	代表取締役社長 堀 充裕	代表取締役社長 <u>安藤 文人</u>	時点修正

修正箇所一覧(21)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書資料編	法対象条例評価書資料編	修正の理由
p. 事 2-2 図 2-1 路線概要 (縦断計画)	平成 25 年 9 月時点の縦断線形を反映	平成 26 年 3 月時点の縦断線形を反映	時点修正
p. 事 3-3-1 3-3 建設機械の台数について	建設機械の台数を表 3-3-1～表 3-3-5 に示す。	建設機械の台数については、 <u>下記の手順に基づき求めた。</u> ・建設する構造物の規模や施工条件（近接工事、地質条件など）に基づき、施工法を設定し、それに基づき、工種及び各工種で必要な建設機械を選定した。 ・選定した建設機械について、計画の工期及び建設機械 1 台当たりの施工能力を考慮して、台数を求めた。 これらの方法に基づいて算定を行った建設機械の台数を表 3-3-1～表 3-3-5 に示す。	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	(開削部/3 構築工) ラフタークレーン 25t ラフタークレーン 50t ラフタークレーン 160t ラフタークレーン 60t	(開削部/3 構築工) ラフテレーンクレーン 25t ラフテレーンクレーン 50t ラフテレーンクレーン 160t ラフテレーンクレーン 60t	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	記載なし	(開削部/4 建屋築造工) ラフテレーンクレーン 25t 5 年目 最大台数/月 9、総台数/年 9 6 年目 最大台数/月 14、総台数/年 130 7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 22	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	記載なし	(開削部/4 建屋築造工) ラフテレーンクレーン 16t 7 年目 最大台数/月 3、総台数/年 6	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t 5 年目 最大台数/月 9、総台数/年 9 6 年目 最大台数/月 18、総台数/年 154 7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 22	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t 5 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 6 年目 最大台数/月 8、総台数/年 24 7 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	(開削部/5 電気機械設備工) 250t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) クローラークレーン 250t	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	(開削部/5 電気機械設備工) 16t ラフター 7 年目 総台数/年 28	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 16t 7 年目 総台数/年 22	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	(非開削部/3 ガイドウェイ設置工) 建設機械 GW 仮設車	(非開削部/1 ガイドウェイ設置工) 建設機械 GW 架設車	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）

修正箇所一覧(22)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(非開削部/4 電気機械設備工) 250t ラフター	(非開削部/4 電気機械設備工) クローラークレーン 250t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(開削部/3 構築工) ラフタークレーン 25t ラフタークレーン 50t ラフタークレーン 160t ラフタークレーン 60t	(開削部/3 構築工) ラフテレーンクレーン 25t ラフテレーンクレーン 50t ラフテレーンクレーン 160t ラフテレーンクレーン 60t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t 10年目 総台数/年 24	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t 10年目 総台数/年 30	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 250t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) クローラークレーン 250t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 16t ラフター 10年目 総台数/年 32	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 16t 10年目 総台数/年 38	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(非開削部/4 電気機械設備工) 400t ラフター	(非開削部/4 電気機械設備工) クローラークレーン 400t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械 台数	(非開削部/4 電気機械設備工) 25t ラフター 16t ラフター	(非開削部/4 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t ラフテレーンクレーン 16t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-7 表 3-3-3 建設機械 台数	(開削部/1 地中連続壁工) ラフテレーンクレーン 25t 3年目 最大台数/月 0	(開削部/1 地中連続壁工) ラフテレーンクレーン 25t 3年目 最大台数/月 22	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-7 表 3-3-3 建設機械 台数	(開削部/3 構築工) ラフタークレーン 25t ラフタークレーン 50t ラフタークレーン 160t ラフタークレーン 60t	(開削部/3 構築工) ラフテレーンクレーン 25t ラフテレーンクレーン 50t ラフテレーンクレーン 160t ラフテレーンクレーン 60t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-7 表 3-3-3 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 250t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) クローラークレーン 250t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-7 表 3-3-3 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 16t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 16t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械 台数	(開削部/3 構築工) ラフタークレーン 25t ラフタークレーン 160t ラフタークレーン 60t	(開削部/3 構築工) ラフテレーンクレーン 25t ラフテレーンクレーン 160t ラフテレーンクレーン 60t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 250t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) クローラークレーン 250t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 16t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 16t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械 台数	(非開削部/4 電気機械設備工) 400t ラフター	(非開削部/4 電気機械設備工) クローラークレーン 400t	誤記の修正(環境影響評価の予測結果に影響を与えない)

修正箇所一覧(23)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械 台数	(非開削部/4 電気機械設備工) 16t ラフター	(非開削部/4 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 16t	誤記の修正 (環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-11 表 3-3-5 建設機械 台数	(開削部/3 構築工) ラフタークレーン 25t ラフタークレーン 50t ラフタークレーン 160t ラフタークレーン 60t	(開削部/3 構築工) ラフテレーンクレーン 25t ラフテレーンクレーン 50t ラフテレーンクレーン 160t ラフテレーンクレーン 60t	誤記の修正 (環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-11 表 3-3-5 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 250t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) クローラークレーン 250t	誤記の修正 (環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-3-11 表 3-3-5 建設機械 台数	(開削部/5 電気機械設備工) 16t ラフター	(開削部/5 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 16t	誤記の修正 (環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 事 3-4-1 3-4 資材及び機械の 運搬に用いる車両の 走行台数について (前文)	—	追記	中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 事 3-5-1 3-5 本線トンネル及 び非常口の計画	—	追記	中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 事 4-1-1 4 施設計画 4-1 中央新幹線にお ける電気設備の接地 について	—	追記	記載内容の充実
p. 事 6-1 6 工事着手までの流 れと関係地域住民へ の説明について	—	追記	中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書への国土交通大臣意見等を踏まえた修正
p. 環 1-1-2 表 1-1-1(1) 自動 車交通量現地調査結 果(断面部)	調査地点: 01 ※「道路交 通騒音 01」と同地点	調査地点: 01	誤記の修正 (環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 環 1-1-3 表 1-1-1(2) 自動 車交通量現地調査結 果(断面部)	調査地点: 02 ※「道路交 通騒音 02」と同地点	調査地点: 02	誤記の修正 (環境影響評価の予測結果に影響を与えない)
p. 環 1-5-1 1-5 歩道部歩行者等 交通量調査結果	なお、表内の昼 12 時間とは、	なお、表内の全時間合計とは、	表現の適正化

修正箇所一覧(24)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 環 1-8-1 1-8 工事用車両の走行台数	工事用車両の走行台数を表 1-8-1 に示す。なお、「ラフテレーンクレーン」、「トラッククレーン」、「コンクリートポンプ車」は場内で稼働する車両と想定し、車両台数から除外し算出した。	工事用車両の走行台数を表 1-8-1 に示す。 <u>工事用車両の走行台数は、「ラフテレーンクレーン」、「トラッククレーン」及び「コンクリートポンプ車」を場内で稼働する車両と想定し、「資料編 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数について」に記載した台数から除外し算出した。</u> また、 <u>工事用車両の走行台数は、「平成 22 年度道路交通センサス（全国道路・街路交通 情勢調査）」（国土交通省）の分類の考え方を参考に、バス・普通貨物車・特殊車を大型車、それ以外を小型車として算出した。</u>	中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書への知事意見を踏まえた修正
p. 環 1-8-1 1-8 工事用車両の走行台数	なお、この時間帯以外に工事用車両を走行する場合があるが、交通量が少ないこと、工事用車両走行台数がきわめて少ないことから、予測評価の対象時間から除外した。	なお、この時間帯以外に工事用車両が走行する場合があるが、交通量が少ないこと、工事用車両走行台数がきわめて少ないことから、予測評価の対象時間から除外した。	表現の適正化
p. 環 1-9-1 1-9 自動車実測交通量調査結果と交通量算定結果	1-9 自動車実測交通量調査結果と交通量算定結果	1-9 自動車実測交通量調査結果と <u>需要</u> 交通量算定結果	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 環 1-9-100 1-9 自動車実測交通量調査結果と交通量算定結果	（方向/流入部 A の実測交通量） 1+2 直進	（方向/流入部 A の実測交通量） <u>1, 2</u> 直進	表現の適正化
p. 環 1-9-101 1-9 自動車実測交通量調査結果と交通量算定結果	（方向/流入部 A の需要交通量（実測交通量+待ち行列の増分(台数)）） 1+2 直進	（方向/流入部 A の需要交通量（実測交通量+待ち行列の増分(台数)）） <u>1, 2</u> 直進	表現の適正化
p. 環 1-9-106 1-9 自動車実測交通量調査結果と交通量算定結果	（方向/流入部 D の実測交通量） 5+6 右折	（方向/流入部 D の実測交通量） <u>5, 6</u> 右折	表現の適正化
p. 環 1-9-107 1-9 自動車実測交通量調査結果と交通量算定結果	（方向/流入部 D の需要交通量（実測交通量+待ち行列の増分(台数)）） 5+6 右折	（方向/流入部 D の需要交通量（実測交通量+待ち行列の増分(台数)）） <u>5, 6</u> 右折	表現の適正化
p. 環 1-10-3 <<交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））+工事車両>>	（12 時間/工事車両） D 左 174	（12 時間/工事車両） D 左 <u>161</u>	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 環 1-10-3 <<交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））+工事車両>>	（12 時間/工事車両） 総流入量 174	（12 時間/工事車両） 総流入量 <u>161</u>	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）

修正箇所一覧(25)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 環 1-10-3 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-5 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	（12 時間/工事車両） B 左 174	（12 時間/工事車両） B 左 161	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 環 1-10-5 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	（12 時間/工事車両） 総流入量 174	（12 時間/工事車両） 総流入量 161	誤記の修正（環境影響評価の予測結果に影響を与えない）
p. 環 1-10-5 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-7 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-9 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-11 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-13 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-15 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-17 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-19 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-21 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化
p. 環 1-10-23 《交通量：現況（平成 24 年 11 月 13 日（火））＋工事車両》	記載なし	注 1) 工事車両：11 時間交通量（7:00～18:00）	表現の適正化

修正箇所一覧(26)

法対象条例評価書の該当箇所	法対象条例準備書	法対象条例評価書	修正の理由
p. 環 1-11-1 1-11 車線別混雑度試算結果	—	追記	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 環 1-12-1 1-12 麻生区東百合丘非常口の工事中における資材及び機械の運搬に用いる大型車両の直接右折による工事施工ヤードへの進入についての検討結果	—	追記	法対象条例審査書を踏まえた修正
p. 環 2-1 2 モニタリングについて	—	追記	法対象条例審査書を踏まえた修正